

エコ・パワー株式会社「(仮称)伊万里市における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」  
に対する意見について

平成30年11月1日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)伊万里市における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、エコ・パワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：佐賀県伊万里市及び長崎県佐世保市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出 力：最大34,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 8月 7日
環境大臣意見受理	平成30年10月26日
経済産業大臣意見	平成30年 11月 1日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、常泉  
電話03-3501-1742(直通)

エコ・パワー株式会社「(仮称)伊万里市における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」  
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。また、保安林等については関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。

(2) 輸送ルートの変更

資機材の輸送ルートのうち、長崎県側の県道54号及び林道沿いには特定植物群落「国見山のアカガシ林」等の自然植生をはじめとした重要な自然環境のまとまりの場が多く存在し、国見山鳥獣保護区の特別保護地区や北松県立自然公園に指定されていることから、道路の拡幅工事による動物、植物、生態系等に対する影響が懸念される。このため、輸送ルートを変更することにより、これらの改変を回避するよう検討すること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林、林野庁の山地災害危険地区調査要領(平成18年7月)に基づく山地災害危険地区並びに佐賀県及び長崎県が公表する土砂災害危険箇所(土石流危険渓流等)等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカの生息が確認されているほか、ハチクマ、アカハラダカ等の渡りの集結地及び主要な渡り経路となっていることから、本事業の実施に伴い、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。特に、地域特性上重要と考えられる渡り

鳥について、高度を含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう、時期・時間帯、回数及び区域を考慮した上で、適切な調査方法により調査を実施し、渡りの経路を明らかにした上で、影響を予測及び評価すること。その結果を踏まえ、重大な影響が懸念される場合は、主要な渡り経路を避けるとともに可能な限り距離を確保した上で、必要に応じ追加的な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落調査)において特定植物群落に選定されている「国見山のアカガシ林」、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において自然度が高いとされた植生及び森林法に基づき指定された保安林等が存在し、アカガシ林が連続性を持って分布していることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

#### (6) 景観に対する影響

事業実施想定区域周辺には、北松県立自然公園内に位置する「国見山」等、主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たり、重要な眺望景観については、専門家等からの助言並びに管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

#### (7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、九州自然歩道等が存在しており、直接改変による影響のほか、工

事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影並びに景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、それらの管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

なお、同区域周辺には、「生物多様性保全上重要な里地里山」(平成28年4月環境省)に選定されている「開作の水田・平川原溜池」が存在することから、里地里山の保全活動の取組を実施する団体等の関係機関に事業内容について丁寧に説明すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。